

## セミナー受講規約

本受講規約（以下「本規約」という）には、一般社団法人日本ノーリフト協会（以下「当協会」という）の許諾に基づき、当協会が WEB サイト上、チラシその他（以下「WEB 等」という）で掲載する特定の講座（以下「本講座」という）の受講希望者（以下「受講希望者」という）が受講の申込（以下「受講申込」という）を行い、当協会が提供する本講座を受講するにあたっての、当協会との間の契約条件が規定されています。

### 第 1 条（本受講の申込）

- （1） 受講希望者は、WEB 等に掲載する手続に従って、受講申込を行い、氏名・住所・電話番号その他当協会の別途定める事項について、正確かつ最新の情報（以下「登録情報」という）を申込書その他に記載して提供するものとします。
- （2） 受講希望者が、本講座を勤務先等の所属団体（以下「所属団体」という）を通じて申し込む場合（以下、「団体申込」という）、所属団体と各受講者は連帯して本規約に基づく義務を負うものとします。

### 第 2 条（本講座受講申込の承諾）

- （1） 当協会は受講希望者より WEB 等に掲載する手続、または当協会が定める他の手続によって受講申込を受けた時、受講希望者に対して本講座の受講を許諾する旨と、受講料金の支払方法を電子メールもしくは書面にて通知するものとします。
- （2） 当協会と受講者間の本講座の提供に係る契約（以下「本契約」という）は、受講料金全額の入金を確認したときに有効に成立し、受講希望者は、本規約の定めに従い受講者たる資格（以下「受講資格」という）を取得するものとします。
- （3） 受講希望者が以下に該当すると当協会が認めたものについては、当協会は受講申込を拒否することができるものとする。
  - ・ 公序良俗に反する営業を営むもの
  - ・ マルチ商法などの営業を目的に参加を希望するもの
  - ・ 反社会的勢力(暴力団およびその関係団体、暴力団およびその関係団体の構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに属する団体または個人、暴力・威力や詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体または個人、その他これらの団体または個人に準ずる者)に該当するもの
  - ・ その他、当協会が参加者として合理的な理由をもって不相当と認めたもの。

### 第 3 条（受講料のお支払い）

- （1） 受講希望者は、当協会が WEB 等で掲載する受講料金を、当協会が発行した請求書または支払方法に関するメールもしくは書面を受領した日（以下「請求書受領日」という）から 14 日間以内に、当協会指定の口座にカード決済または銀行振込にて支払うものとします。
- （2） 請求書受領日からセミナー開催日まで、14 日間に満たない場合は、即日振込とします。
- （3） 領収書は取扱金融機関等の振込受領書をもって代えるものとします。

## 第4条（受講申込の取消）

受講者が受講料金の支払いを終えた後、受講者都合により受講をキャンセルする際は、如何なる場合も返金・振替等は行わないものとします。

## 第5条（登録情報の使用）

当協会のWEB等に掲載される個人情報保護方針に従い、登録情報及び受講者が本講座を受講する過程において、当協会が知り得た情報（以下「受講者情報」という）は、セミナーの実施・運営（受講者名簿の作成、アンケートの集計及び分析）並びに当協会からの情報提供の目的の範囲内に限った利用を行い、その他の目的には利用しません。但し、以下のいずれかに該当する場合は除きます。

- 本人の同意を得ている場合
- 法令等の定めに基づく場合
- 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

また、当協会は受講者情報を本人の要望に応じ開示・追加・変更・削除に応じます。

## 第6条（受講者資格の中断・取消）

受講者が以下の項目に該当する場合、当協会は事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該受講者の受講者資格を停止、または将来に向かって取り消すことができるものとします。

- 受講申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
- 本規約に違反した場合
- その他、受講者として不適切と当協会が判断した場合

## 第7条（講座の中止・中断および変更）

- （1） 当協会は、本講座の運営上やむを得ない場合には、受講者に事前承諾なく本講座の運営を中止・中断および変更できるものとします。
- （2） 前項の場合には、当協会は本講座の中止または中断後2週間（土日祝を除く）以内に当該講座についての受講料金を返金します。但し、当協会の責任は支払済の受講料金の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。

## 第8条（講義内容に対する権利）

受講者は、本講座の講義内容をいかなる方法においても第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、使用許諾等を行ってはならないものとします。また、セミナー中許可なく撮影・録画・録音を行ってはならないものとします。

## 第9条（著作物等）

本講座の受講において受領したテキスト等の著作物（以下「本著作物等」という）に関する著作権及びその他知的財産権は当協会に帰属し、受講者は当協会の事前承諾を得ずに、これらを侵害する次の各号に定める行為を行うことを禁じます。

- ・ 本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもって WEB 等に掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- ・ 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- ・ 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等して第三者に配布する行為
- ・ その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

## 第 10 条（秘密保持）

受講者は、本講座を受講するにあたり、当協会によって開示された当協会固有の技術上、営業上その他事業の情報（講座内におけるノウハウ等を含むがそれらに限られない）並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

## 第 11 条（損害賠償）

- （1）受講者が、本講座に起因または関連して当協会に対して損害を与えた場合、受講者は、一切の損害を賠償するものとします。
- （2）本講座に起因または関連して、受講者と他の受講者、その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当協会に生じた一切の損害を賠償するものとします

## 第 12 条（規約の変更）

当協会は、本規約及び本規約に付随する規程の全部又は一部を変更することができます。当協会により変更された本規約は、当協会の WEB 等に掲載された時点で効力を発し、以後当該変更された本規約が受講者に適用されるものとします。

## 第 13 条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

## 第 14 条（管轄裁判所）

本契約を巡る一切の紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

## 第 15 条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。